

**公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令
の一部を改正する内閣府令（案）の概要**

審判手続

被審人又はその代理人が第一回審判期日前に故意による虚偽証明等の事実等を証する資料の閲覧等を申し立てることを可能とする。（第 3 1 条第 4 項）